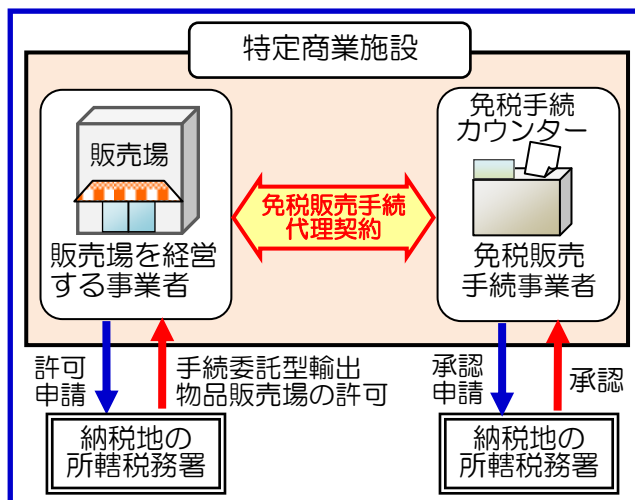


平成 27 年 4 月
国 税 庁

1 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

適用開始時期

平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出品物販売場等の許可申請及び同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。



特定商業施設

① 物品の販売（税込）

② 購入物品等の提示
旅券（パスポート）等の提示

③ 「購入記録票」の作成（注）

④ 「購入者誓約書」の提出（注）

⑤ 「購入記録票」の旅券等
への貼付（割印）

⑥ 免税対象物品の引渡し
※消耗品については指定
された方法により包装

⑦ 消費税相当額の返金

輸出物品販売場

免税手続きカウンター

購入者誓約書の
回付

「購入者誓約書」
等の保存（7 年）

購入者（非居住者）

免税購入物品
の輸出

購入記録票
の提出

税関

国外

（注） 一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する場合、免税手続きカウンターにおいて販売場ごとに「購入記録票」を作成する必要があります。また、非居住者が提出する「購入者誓約書」についても同様に販売場ごとに作成する必要があります。

「特定商業施設」とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販 売 場 の 区 分		特定商業施設	例
①	商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地区	商店街
②	中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であってその大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地域	
③	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④	一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

輸 出 物 品 販 売 場 の 許 可 要 件

許可要件は「一般型輸出物品販売場（免税販売手続がその販売場においてのみ行われる輸出物品販売場をいいます。）」と「手続委託型輸出物品販売場（免税販売手続がその販売場が所在する特定商業施設内に一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおいてのみ行われる輸出物品販売場をいいます。）」で異なります。

事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場について、「一般型輸出物品販売場」又は「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、それぞれ次の要件の全てを満たすことが必要です。

【輸出物品販売場の許可要件】

一般型輸出物品販売場	手続委託型輸出物品販売場
現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。	
輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。	
輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。	
現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。	
免税販売手続に必要な人員を販売場に配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。	販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において次の要件の全てを満たす関係があること。 ① 販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。 ② 販売場において譲渡した物品と免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。 ③ 免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

輸 出 物 品 販 売 場 の 許 可 申 請 手 続

「一般型輸出物品販売場」又は「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、納税地の所轄税務署長に「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して申請することとなります。

【輸出物品販売場許可申請書の添付書類】

一般型輸出物品販売場	手続委託型輸出物品販売場
許可を受けようとする販売場の見取図	許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の見取図
	免税販売手続の代理に関する契約書の写し
	特定商業施設に該当することを証する書類
	承認免税手続事業者の承認通知書の写し
申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）	
許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料（商品カタログなど）	
その他参考となる書類	

（注1）平成27年3月31日までに許可を受けた輸出物品販売場は、平成27年4月1日に「一般型輸出物品販売場」の許可を受けたものとみなされます。

（注2）「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の許可要件は異なりますので、「一般型輸出物品販売場」として許可を受けている販売場を「手続委託型輸出物品販売場」に変更する場合には、改めて「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受ける必要があります。「一般型輸出物品販売場」として許可を受けている販売場が「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受けた場合、「一般型輸出物品販売場」の許可の効力は失われます（一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。）。

承認免税手続事業者の承認申請手続

他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税手続事業者」となる必要があります。「承認免税手続事業者」の承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

承認要件	現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
	免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
	輸出品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

具体的には、「承認免税手続事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります。

添付書類	設置しようとする免税手続カウンターの見取図
	免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
	免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類（免税販売手続マニュアルなど）
	特定商業施設に該当することを証する書類
	その他参考となる書類

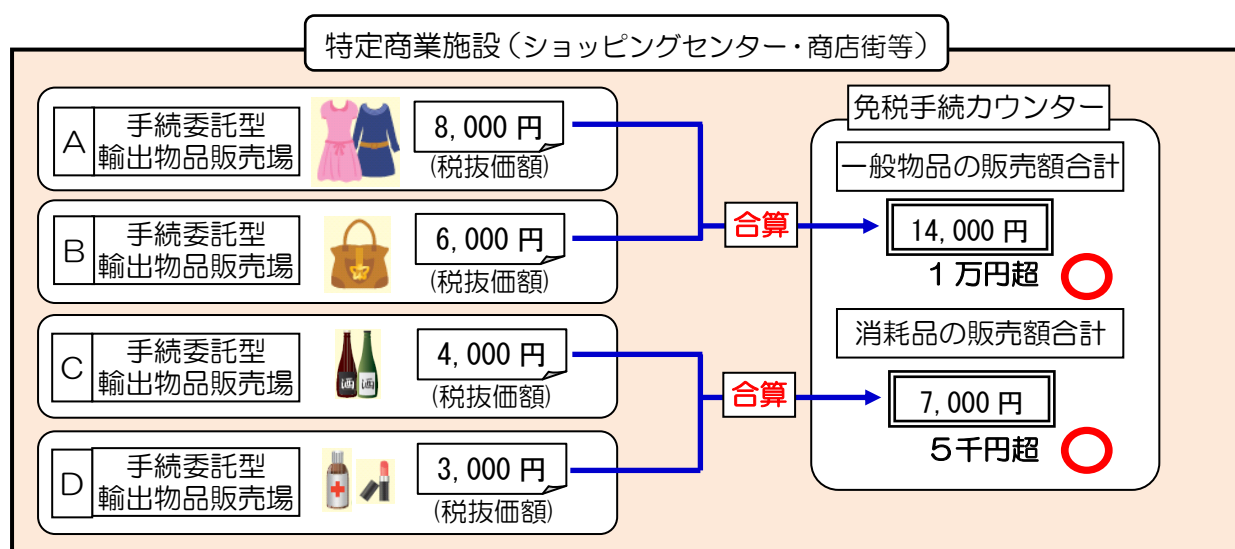
免税手続カウンターにおける手続等の特例

一の承認免税手続事業者が免税販売手続を行う一の特定商業施設に所在する複数の手続委託型輸出品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の対価の額（税抜価額）の合計額と消耗品の対価の額（税抜価額）をそれぞれ合計している場合には、当該複数の手続委託型輸出品販売場を一の販売場とみなして、免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかを判定できます。

<免税販売の対象となる下限額>

- ◆ 一般物品（消耗品以外のもの） ⇒ **1万円**
- ◆ 消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品その他の消耗品） ⇒ **5千円**

なお、承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出品販売場ごとに購入記録票を作成し、各手続委託型輸出品販売場の販売額の合計により免税販売の対象となる下限額を超えたことなどについての記録を保存しなければなりません。



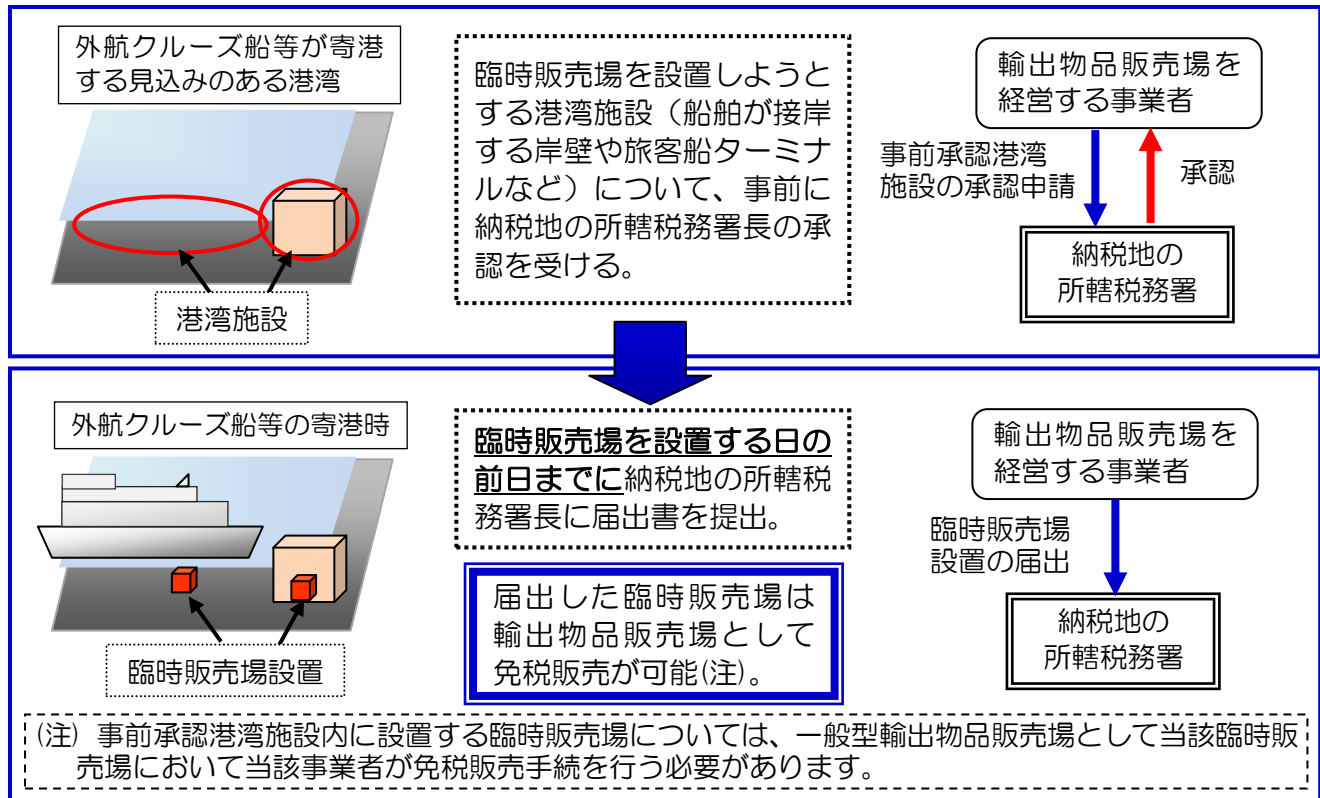
手続委託型輸出品販売場A～Dにおけるそれぞれの販売額（税抜価額）が免税販売の対象となる下限額を超えていない場合でも、A～Dの免税販売手続を行う免税手続カウンターにおいて、同一の日に同一の非居住者に対する一般物品の販売額と消耗品の販売額をそれぞれ合計し、その合計金額が免税販売の対象となる下限額を超えていれば、免税販売の対象となります。

2 事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶（外航クルーズ船等）が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合において、その設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度が創設されました。

適用開始時期

平成27年4月1日以後に行われる承認申請等及び同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。



事前承認港湾施設の承認申請手続

事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）は、承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります。

具体的には、「事前承認港湾施設承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります。

添付書類	承認を受けようとする港湾施設の見取図
	次のいずれかの書類
	・ 港湾施設内に臨時販売場を設置した事実を証する書類 （過去に港湾施設内に臨時販売場を設置した際の港湾施設使用許可書の写しなど）
	・ 港湾施設内に臨時販売場を設置する意思を有する旨を証する書類 （港湾施設使用許可申請書又は港湾施設使用許可書の写しなど）
	その他参考となる書類

事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出手続

事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する旨の届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

添付書類	設置しようとする臨時販売場の付近見取図
	事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類（港湾施設使用許可書の写しなど）
	その他参考となる書類